

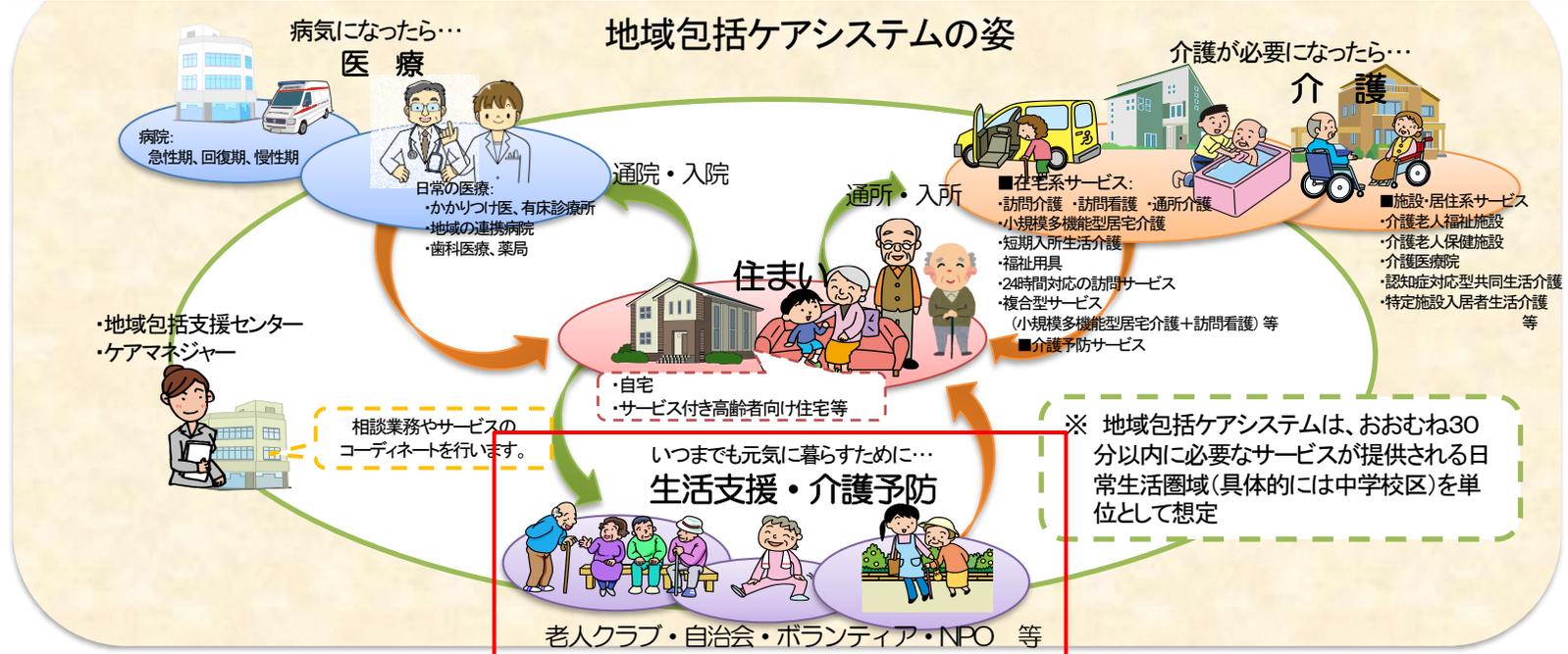
移動支援に関連する各種施策について

九州厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課

- 地域包括ケアシステムとは
- 地域共生社会とは

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



「介護予防・日常生活支援総合事業の充実 に向けた検討会における議論の中間整理」 について

地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)

② 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会

介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、既存の介護サービス事業者に加えて、住民主体の取組を含む、多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるようにすることで、市町村が地域の実情に応じたサービス提供を行えるようにすることを目的とした事業である。平成26年法改正から一定期間が経過しており、総合事業の実施状況等について検証を行いながら、地域における受け皿整備や活性化を図っていくことが必要である。
 - ※ 総合事業の実施状況を見ると、6～7割の市町村において従前相当サービス以外のサービス（サービスA～D）のいずれかが実施され、訪問型サービスと通所型サービスの実施事業所の2～3割がサービスA～D（通所型にあつてはA～C）を実施している。
- この観点から、従前相当サービスやそれ以外のサービスの事業内容・効果について実態把握・整理を行うとともに、担い手の確保や前回制度見直しの内容の適切な推進も含め、総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第9期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。

「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」の設置

- 総合事業を充実していくための制度的・実務的な論点を包括的に整理した上で、工程表に沿って、具体的な方策を講じるため、検討会を設けて検討。
 - ※ 自治体・総合事業の実施主体の実務者などを中心に構成
 - ※ 検討会ではテーマに応じて多様な実務者からのヒアリングも併せて実施
- ・ 第9期介護保険事業計画期間を通じた集中的な取組を促進するため、検討会で議論を行い、令和5年12月7日に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を取りまとめ、結果は介護保険部会にご報告。

＜中間整理に向けた主な検討事項＞

- (1) 総合事業の充実に向けた工程表に盛りこむべき内容
- (2) 住民主体の取組を含む多様な主体の参入促進のための具体的な方策
- (3) 中長期的な視点に立った取組の方向性

＜スケジュール＞

- ・ 第1回（4月10日）：介護予防・日常生活支援総合事業の現状と課題について
- ・ 第2回（5月31日）：ヒアリング、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて①
- ・ 第3回（6月30日）：介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて②
- ・ 第4回（9月29日）：中間整理に向けた議論について
- ・ 第5回（11月27日）：中間整理（案）及び工程表（案）について

＜構成員一覧＞（○：座長／五十音順、敬称略）

○粟田 圭一	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所副所長
石田 路子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事 (名古屋学芸大学看護学部客員教授)
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
逢坂 伸子	大阪府大東市保健医療部高齢介護室課長
佐藤 孝臣	株式会社アイトラック 代表取締役
清水 肇子	公益財団法人さわやか福祉財団理事長
高橋 良太	社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部長
田中 明美	生駒市特命監
沼尾 波子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
原田 啓一郎	駒澤大学法学部教授
堀田 聡子	慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
三和 清明	NPO法人寝屋川あいの会理事長（寝屋川市第1層SC）
望月 美貴	世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課長
柳 尚夫	兵庫県但馬県民局豊岡健康福祉事務所（豊岡保健所）所長

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の 中間整理

Ⅲ. おわりに

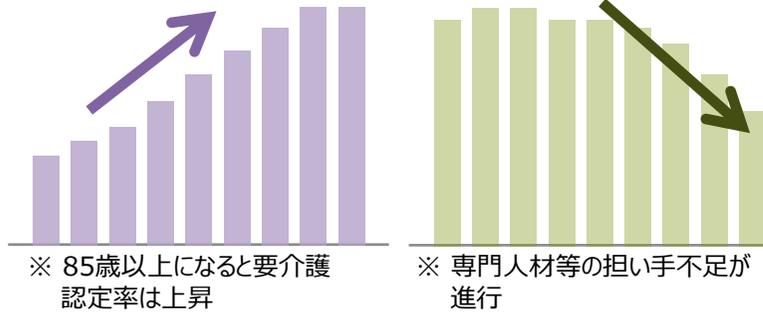
- 本検討会では、令和5年4月から5回にわたり、総合事業の充実に向けた方策について議論を重ね、以上のとおり中間整理を行った。
- 本検討会では、総合事業を、地域共生社会を実現するための基盤と位置づけている。
- また、本検討会で掲げる自立とは、公的・社会的支援を利用しながらも行為主体として独立していること、あるいは主体的に自由に暮らし方を選べることである。
- そして、そのような視点に立って、本検討会では、総合事業を、介護保険事業を運営する市町村の立場からではなく、地域に暮らす高齢者の立場から、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者の自立した日常生活とそのための活動の選択という観点に基盤を置き、それをもとに市町村が地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて展開されていくべきものと捉え、検討を重ねてきた。
- その意味で、この中間整理は、これまでの市町村の総合事業の取組を活かしつつも、大きな発想の転換によるフルモデルチェンジを促すものとなっている。
- 第9期介護保険事業計画期間において、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにすることで、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護の専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指す取組が進むことを期待する。

総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

85歳以上人口の増加

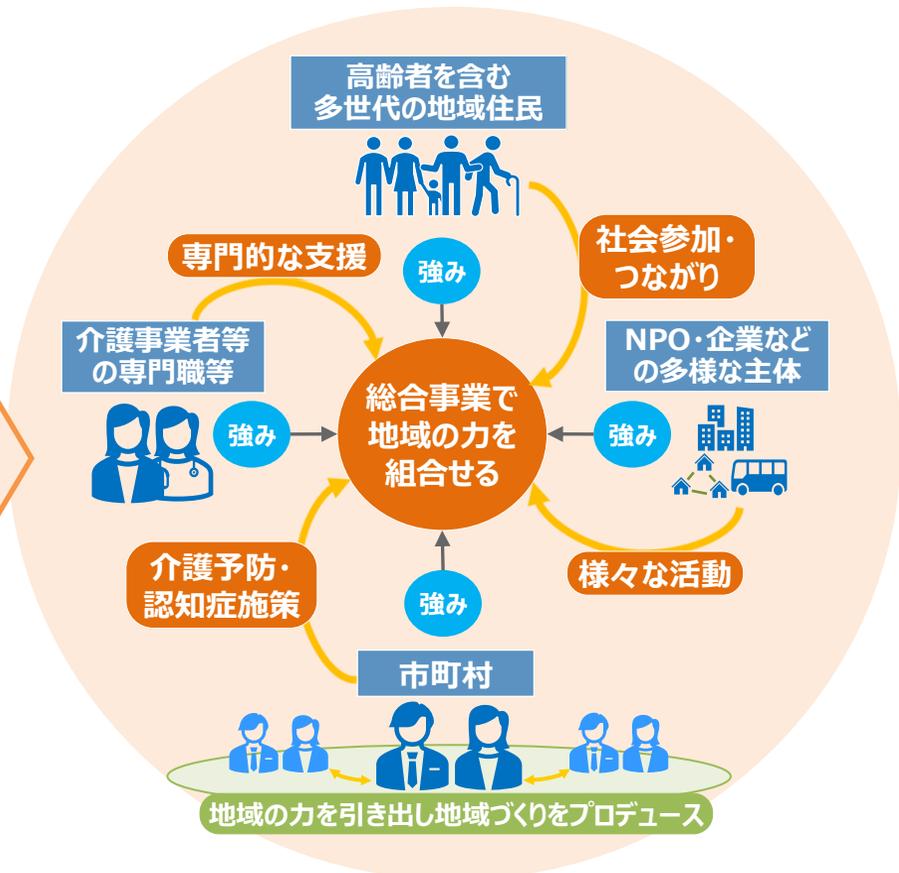
現役世代の減少



地域共生社会の実現

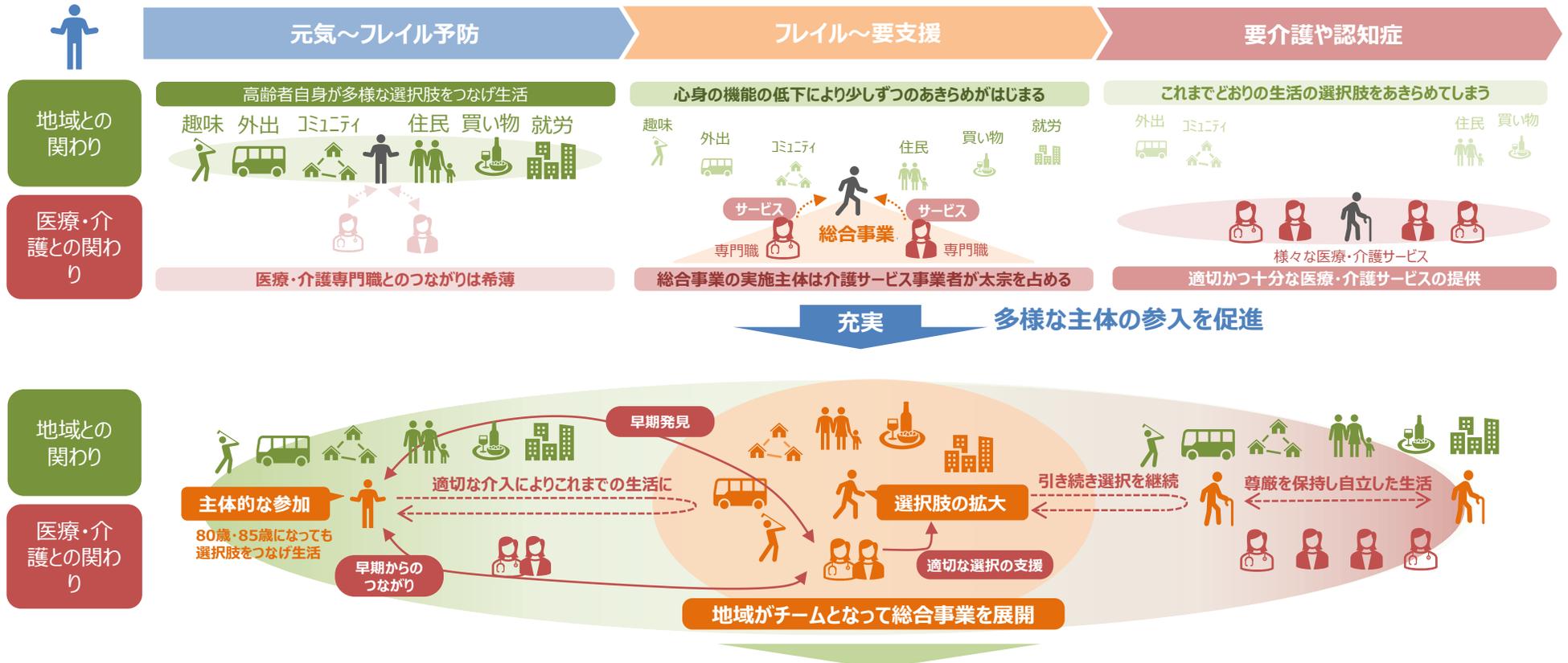


地域で暮らす人やそこにあるものは地域によって様々



高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

総合事業の充実のための具体的な方策

1

高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくるためのアクセス機会と選択肢の拡大

■ 高齢者が地域で日常生活をおくるために選択するという視点に立ったサービスの多様なあり方

- ➔ 現行のガイドラインで例示するサービスAとサービスBは“誰が実施主体か”で分類（交付金との関係あり）
- ➔ 予防給付時代のサービス類型を踏襲、一般介護予防事業や他の施策による活動と類似する活動もある
 - ➔ “サービスのコンセプト”を軸とする分類も検討
例）・高齢者が担い手となって活動（就労的活動含む）できるサービス ・高齢者の生活支援を行うサービス
 - ➔ 訪問と通所、一般介護予防事業、保険外サービスなどを組み合わせたサービス・活動モデルを例示
 - ➔ **高齢者の生活と深く関わる移動・外出支援のための住民活動の普及**

■ 継続利用要介護者が利用可能なサービスの拡充（認知症施策や就労促進にも寄与）

- ➔ 要介護や認知症となっても地域とのつながりを持ちながら自立した日常生活をおくることのできるよう対象を拡大
 - ➔ 現行の利用対象サービスをサービスAに拡大するとともに、サービスBの補助金ルールを見直し

■ 市町村がアレンジできるよう多様なサービスモデルを提示

- ➔ 支援パッケージを活用し、総合事業の基本的な考え方やポイントを提示
- ➔ 新たな地域づくりの戦略を公表し、具体的なイメージを提示
- ➔ ガイドライン等で総合事業の運営・報酬モデルを提示

■ 地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築

- ➔ 国や都道府県に生活支援体制整備事業プラットフォームを構築し、民間や産業との接続を促進
- ➔ 生活支援体制整備事業の活性化を図るため、民間や産業と地域住民をつなげる活動を評価
- ➔ 商業施設等も参画しやすくするための取組み（事業が行われる居室の採光のあり方）を検討

■ 高齢者や家族に多様なサービスを選んでもらうための介護予防ケアマネジメント

- ➔ 多様なサービスの利用対象者モデルを提示
- ➔ 多様なサービスを組み合わせて支援するケアプランモデルを提示
- ➔ 高齢者を社会参加につなげた場合や、孤立する高齢者を地域の生活支援につなげた場合の加算の例示（推奨）
- ➔ 地域のリハ職と連携して介護予防ケアマネジメントを行った場合の加算の例示（推奨）
- ➔ 介護予防ケアマネジメントの様式例に従前相当サービスを選択した場合の理由を記載する欄を追加

■ 総合事業と介護サービスを切れ目なく地域で提供するための計画づくり

- ➔ 評価指標に、専門人材がより専門性を発揮し、必要な支援を提供するための体制を確保する視点を導入

2

地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充

3

高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った介護予防ケアマネジメントの手法の展開

4

地域で必要となる支援を継続的に提供するための体制づくり

生活支援体制整備事業に係る令和6年度要綱改正

- 生活支援コーディネーター等について、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、業務が総合事業にとどまらないこと、地域住民や多様な主体の関心事の尊重、市町村の責務、地域の産業や民間企業等を含む多様な主体との共創、多世代交流の視点などについて再定義。

実施要綱別記3 包括的支援事業（社会保障充実分）2 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）【改正箇所抜粋】

- (1) 目的
- 高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、総合事業として実施するサービス・活動事業及び一般介護予防事業並びに地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業（以下「生活支援・介護予防サービス」という。）について、事業間での連動を図りながら実施することが重要である。
- (3) イ(ア) SCの業務の目的
- なお、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、コーディネート業務を担う者であり、例えば、aに掲げる資源開発においては、資源開発そのものではなく、高齢者を含む多世代の地域住民、生活支援・介護予防サービスの実施者、地域包括支援センター及び市町村をつなげ、**それらの連携・共創を推進する役割を担うもの**である。したがって、市町村及び地域包括支援センターは、適切に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）との緊密な連携のもとで、サービス・活動事業としての事業化等を進めること。
- また、コーディネート業務の実施に当たっては、高齢者が、**単に地域の生活支援・介護予防サービスを受取るだけでなく、自身の関心や選択を踏まえ、自分事として地域の多様な活動に主体的に参加することを促すよう取り組むこと。**
- (3) イ(イ) SCの業務の内容
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、地域住民や多様な主体との対話やネットワークの構築を行うことを通じ、関係者の間で地域の現状や将来像の共有を図るとともに、**地域住民や多様な主体ごとの多様な価値判断を尊重しながら地域での共創を推進するため、次のaからeまでに掲げるコーディネート業務を実施する。**
- (3) オ 就労的活動支援コーディネーター
- 高齢者の就労的活動の充実には、当該活動と地域の第1次産業や製造・流通・販売・サービス業等の民間企業等による活動との連携が期待されることから、こうした活動に知見のある者を配置することも効果的と考えられる。
- (3) カ 留意事項
- 住民主体による支援などの多様な支援を推進するためには、高齢者施策にとどまらず、地域づくりの観点から、高齢者施策以外の市町村内の担当部門、地域内の関係団体との連携を視野に入れ、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくこと。
- したがって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が行うコーディネート業務を通じて創出等される地域での活動は、例えば、多世代交流の場など、高齢者の支援のみならず、**その結果として、多様な世代の支援に資することも想定されるものである。**
- 本事業については、市町村が中心となって生活支援・介護予防サービスに係る体制整備の進捗状況を把握しながら計画的に取り組んでいく必要があることから、**実施方針を明確化するとともに、短期的及び中長期的な目標を定め、必要に応じて事業の評価や効果測定を実施すること。**

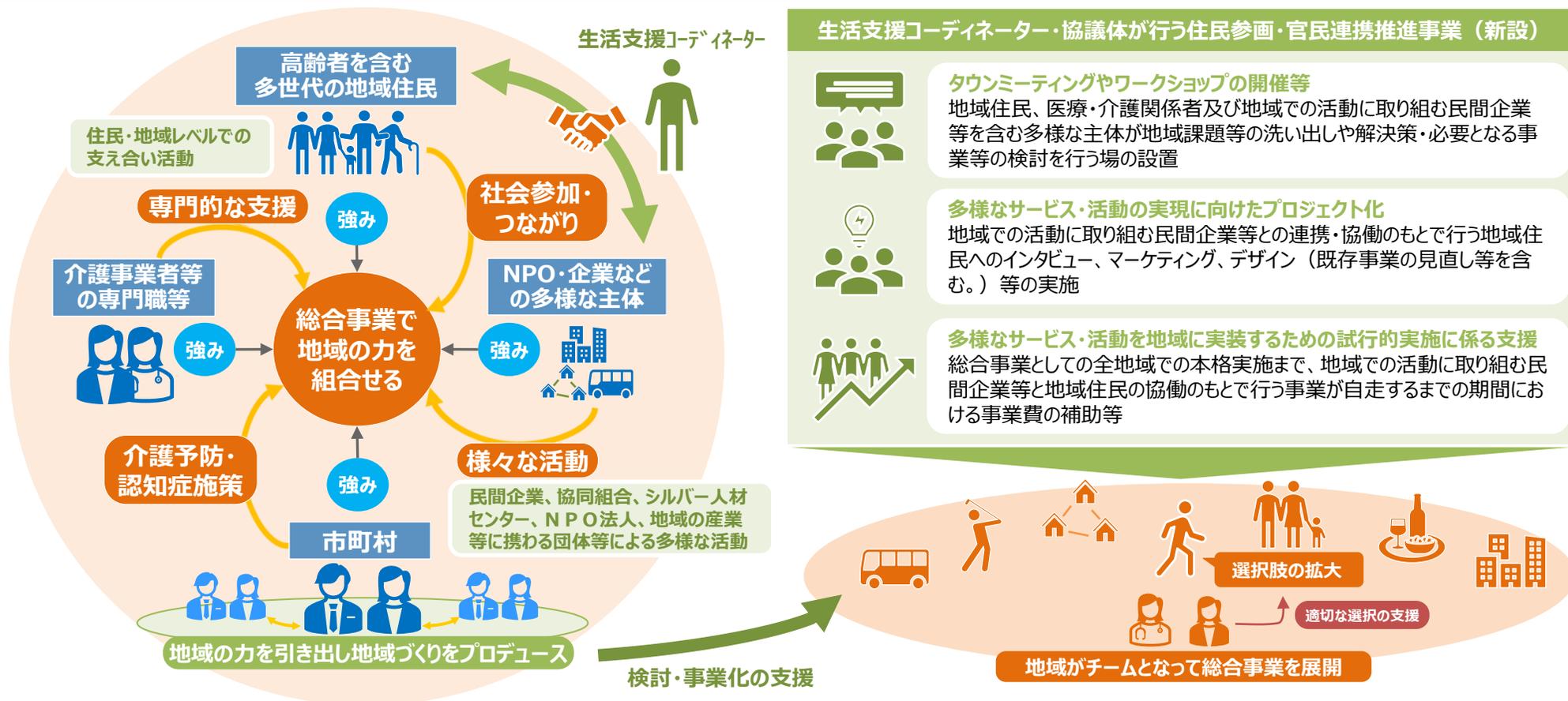
生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進

(令和6年度要綱改正：生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

○高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。

○このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
 - 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数
- + **住民参画・官民連携推進事業の実施**
4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築

○ 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）等を踏まえ、同事業への多様な主体の参入を促進する観点から、以下の取組を行う。

- ① 市町村が、生活支援体制整備事業を活用し官民連携のための取組を進めることについて、地域支援事業交付金により支援
 - ② 都道府県が、官民連携の場として生活支援体制整備事業プラットフォームを構築する取組について、地域医療介護総合確保基金により支援
 - ③ 国においても、地域づくり加速化事業の一環として、生活支援体制整備事業プラットフォームを構築
- ※ 令和6年度の保険者強化強化中央研修（国立保健医療科学院）において、①～③の取組を支援する研修の充実化を図る。

① 生活支援体制整備事業に係る標準額の増額（市町村）

○ 「住民参画・官民連携推進事業」（生活支援コーディネーターがタウンミーティング等を行い、地域の医療・介護関係者、多様な主体（民間企業や多世代の地域住民等）とともに地域課題の洗い出しと解決策の検討を行った上で、民間企業等を活用した地域での生活支援や介護予防活動・社会参加活動・就労的活動に資する事業の企画・立案～実装～運営（モデル的实施を含む）を行う事業）を実施した場合、生活支援体制整備事業に係る標準額の増額（1市町村あたり4,000千円）を認める。

②③ 生活支援体制整備事業プラットフォームの構築（都道府県・国）

○ 国・都道府県において、高齢者の介護予防・日常生活支援の活動を通じた地域づくりに取り組む官民の関係団体により構成されるプラットフォームを構築し、市町村や生活支援コーディネーター・協議体の活動と地域の多様な主体との活動をつなげるための広域的支援を行う。

（※）都道府県における生活支援体制整備事業プラットフォーム構築の支援は、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の「地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業」のイ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業（高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する事業）を活用して実施。

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会におけるの中間整理（抄）（令和5年12月7日）

Ⅱ. 総合事業の充実のための具体的な方策

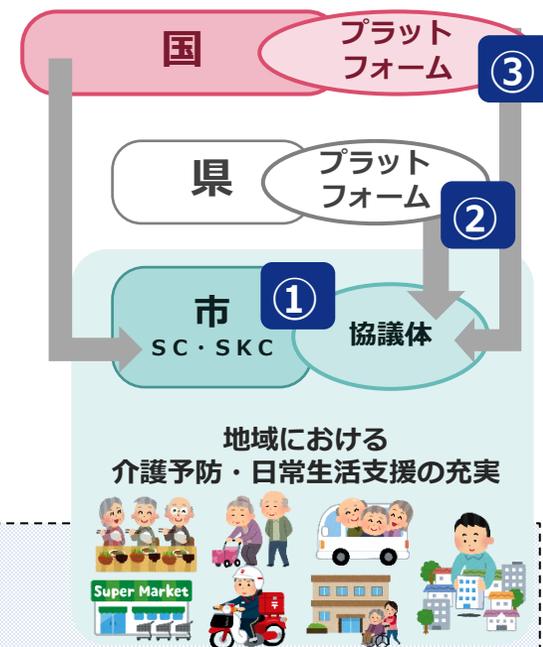
2. 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充

（地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築）

○ 民間企業などの地域の多様な主体は、市町村単位などの行政区画を意識して事業を展開しているケースは少なく、市町村やこうした多様な主体をつなげるためのキーパーソンとなる生活支援コーディネーター等との接点も少ない。このため、国や都道府県に生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築し、総合事業と民間企業などの地域の多様な主体との接続を促進することが必要である。

○ 併せて、生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。その際、生活支援コーディネーターの活動全体に対する評価の考え方や手法についても検討を進めていくことが必要である。

取組イメージ



九州厚生局における「移動支援」に関連する取組について



九州厚生局地域共生セミナーについて

移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

（開催日） 令和6年3月7日（木）13:00～16:30 オンライン（Zoom）

（目的） 高齢者の移動手段の確保について、安心して買い物等が出来るよう、交通行政や地域住民と福祉行政等の連携のあり方について考える。

（対象者） 県職員、市町村職員、社協職員、その他関係者

（プログラム） 行政説明（九州厚生局地域包括ケア推進課、国土交通省九州運輸局 交通政策部 交通企画課）、基調講演（九州大学大学院 法学研究院 教授 嶋田暁文 氏）、事例報告（長崎県島原市、ネクスト・モビリティ株式会社）、グループワーク

資料：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/newpage_00239.html#r5_idou

（参考）セミナー・研修等開催情報

今年度は、「移動支援」以外に、「農福連携」・「居住支援」をテーマとしたセミナーを開催しております。これまでのセミナーの開催情報やその資料については、以下のURLからご覧いただけます。

九州厚生局HP：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/caresystem/suishinka.html>

※ページの中段にある「テーマ別検索情報（Excelファイル）」から、過去の資料をテーマ別に検索することが可能です。

地域づくり加速化事業の概要

1 事業の目的

- 団塊世代（1947～1949年生）が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、**①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等**を行ってきたところ。
- 令和6年度においては、引き続き伴走的支援の実施を図りつつ、以下の内容の充実を図る。
 - ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、**地域レベルでの取組を一層促進**していく。
 - ②また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、第9期を見据え、**生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築（全国シンポジウムの開催含む）**を図る。

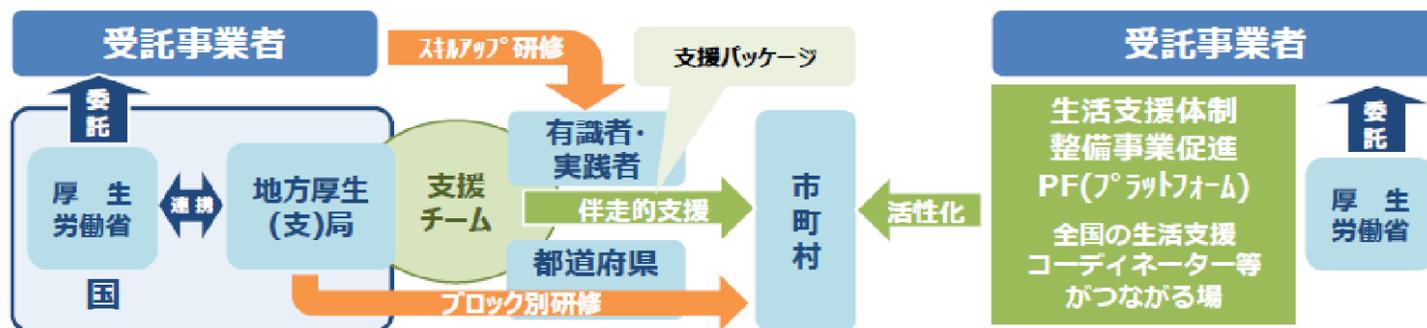
2 事業の概要・スキーム

1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① 地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施（全国24か所）
 - ・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施【拡充】
- ② 自治体向け研修の実施（各地方厚生(支)局ブロックごと）
- ③ 支援パッケージ^(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実
(注) 市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや協議体等がつながるためのプラットフォーム（PF）を構築【新規】

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- 国から民間事業者へ委託



【補助率】

- 国10/10

（実績）

令和4年度伴走支援を行った自治体 24自治体

令和6年度地域づくり加速化事業について（支援先）

令和6年度 地域づくり加速化事業では、以下の3自治体を伴走支援の対象として選定し、訪問支援及び各支援の合間にオンラインミーティング等を実施することにより支援を実施

【支援先】

対象自治体	支援テーマ
福岡県久留米市	介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント
福岡県香春町	介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業
佐賀県玄海町	介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業

（お知らせ） 令和6年度地域づくり加速化事業市町村支援に係る報告会の開催

1. 開催日時：令和7年3月6日（木）9:15～16:35、令和7年3月7日（金）9:15～16:30
2. 参加対象者：地域包括ケアに携わる都道府県・市区町村職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等関係機関の職員、その他関係者等
3. 開催方法：オンライン視聴（YouTubeLive を想定）

詳しくは「介護保険最新情報Vol.1356」をご覧ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/001408253.pdf>

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 78百万円 (89百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

- これまで団塊世代(1947~1949年生)が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
 - 令和4年12月の介護保険部会意見書で、「総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第9期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。」との意見を受け、令和5年度に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を設置し、第9期介護保険事業計画期間を通じた集中的な取組を促進するため、検討会で議論を行い、令和5年12月7日に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を取りまとめたところ。
 - 中間整理において、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくする枠組みの構築を行うこととされたところ。
 - こうした検討会での議論等を踏まえ、本事業をとおして総合事業の充実に向けた取組を推進していく。
- そのため、令和7年度においても、引き続き、以下の取組を行う。
- ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、地域レベルでの取組を一層促進していく。
 - ②また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築及び発展(全国シンポジウムの開催含む)を図る。

2 事業の概要・スキーム

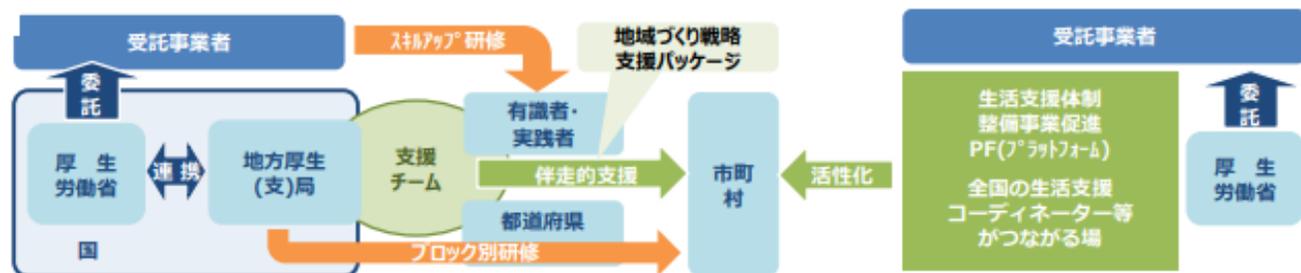
1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① **地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施(全国24か所)**
 - ・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施
- ② **自治体向け研修の実施(各地方厚生(支)局ブロックごと)**
- ③ **地域づくり戦略や支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実**

(注)市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや多様な分野の団体等がつながるためのプラットフォーム(PF)を構築・発展

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- ・国から民間事業者へ委託



【補助率】

- ・国10/10

【参考】

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」

(令和5年12月22日閣議決定)

九州厚生局地域包括ケアシステム等アドバイザー派遣事業

九州厚生局では、九州・沖縄管内の地域包括ケア深化推進及び地域共生社会実現に向けた支援を希望する市町村・県・社会福祉協議会等に対して、課題に即したアドバイザーの派遣を実施しております。

担当者みなさま、こんなことでお悩みでは？

- ・総合事業で地域づくりなんて本当にできるの・・・
- ・地域ケア会議が個別事例の検討のみとなっている・・・
- ・「通いの場」をもっと創出したい、手詰まり感が・・・
- ・住民や地域とどうやってつながればいいのか・・・
- ・重層的支援体制整備事業を始めたいけど何から始めればいいのか・・・
- ・研修の講師って探すのが大変だ・・・ などなど



担当者みなさま そのお悩み、アドバイザーにお任せください！

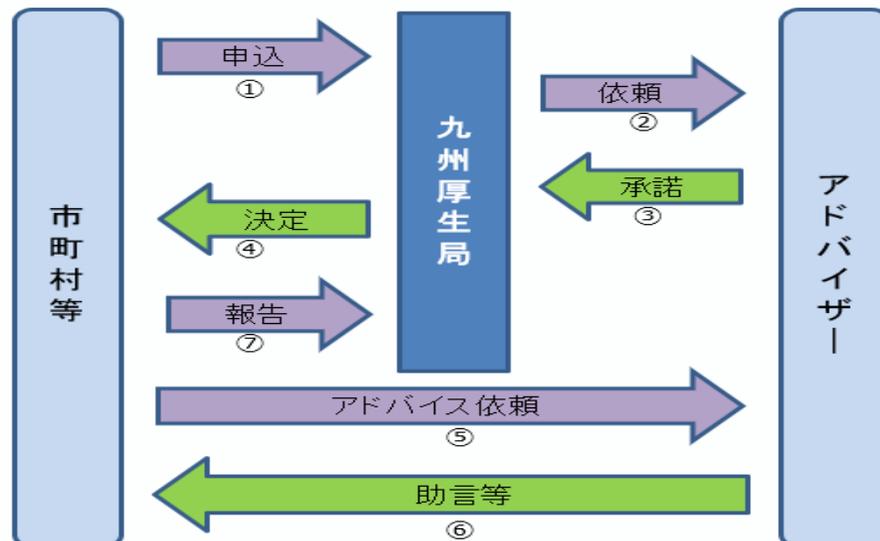
豊富な知識や経験を兼ね揃えたアドバイザーと一緒にその解決策を見出していきます。

(アドバイスする主な項目)

- ① 介護予防・日常生活支援サービス事業
- ② 一般介護予防事業
- ③ 地域ケア会議
- ④ 在宅医療・介護連携推進事業
- ⑤ 認知症総合支援事業
- ⑥ 権利擁護（成年後見・介護相談員等）
- ⑦ 生活支援体制整備事業
- ⑧ 地域共生社会関係 など

アドバイザー登録者数：14名（R6.9現在）

○アドバイザー派遣概要（流れ）



※アドバイザー派遣への経費（諸謝金、旅費等）については、依頼者による負担となります。

まずは当局HPをのぞいてみてください！！

【申請方法・問い合わせ先】

(申請方法) 九州厚生局HPからご確認ください。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/caresystem/adviser_00001.html

(問い合わせ先)

九州厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課

電話：092-432-6784

Mail：kskousei169@mhlw.go.jp

【QRコード】



九州厚生局地域包括ケアシステム等アドバイザー 一覧

※当局HPから一部抜粋

九州厚生局地域包括ケアシステム等アドバイザー一覧

令和6年8月現在

アドバイザー氏名	所属	役職	アドバイス可能な分野、事業等								地域共生社会関係	備考
			地域包括ケアシステム関係									
			介護予防・日常生活支援事業	一般介護予防事業	地域ケア会議	在宅医療・介護連携推進事業	認知症総合支援事業	権利擁護(成年後見・介護相談員等)	生活支援体制整備事業	その他		
1 石井 義徳	大分県臼杵市地域力創生課	総括課長代理								○※1	○	※1 地域包括ケア全般
2 石山 裕子	福岡県大川市福祉事務所	次長兼地域福祉係長	○		○						○	
3 梅本 政隆	株式会社地域創生Coデザイン研究所	ポリフォニックパートナー								○※2	○	※2 重層的支援体制整備事業
4 江田 種子	長崎県佐々町多世代包括支援センター	参事(保健師)			○					○※3	○	※3 地域共生に向けた地域まるごとケアについて
5 大坂 純	東北こども福祉専門学院	副学院長	○	○	○	○		○	○	○※4	○	※4 地域共生社会に向けた地域包括ケア全般
6 岸部 誠	NPO法人 市民後見人の会・ながさき	理事長						○				
7 坂上 陽一	公益社団法人肝属郡医師会 肝属郡医師会立病院	地域医療室長				○						
8 佐藤 信人	宮崎県立看護大学大学院	非常勤講師			○					○※5	○	※5 ケアマネジメント
9 猿渡 進平	医療法人静光園白川病院 地域医療連携室	地域医療連携室長					○			○※6		※6 高齢者支援、認知症と共に生きる社会について
10 兜 一浩	福岡市認知症フレンドリーセンター	センター長					○					
11 中垣内 真樹	鹿屋体育大学・スポーツ生命科学系	教授		○								
12 原 真	なかまのなかま協議会	事務局長							○			
13 宮田 太郎	社会医療法人関東会 法人本部 地域福祉推進室	地域福祉推進室長 (元大分県国東市第1層SC)							○			
14 山内 強	熊本県大津町介護保険課 地域包括支援センター	就労的活動支援コーディネーター (元九州厚生局地域包括ケア推進課長)	○	○						○※7	○	※7 地域包括ケア全般: 事業のPDCAサイクル・各事業の運動・地域づくり・介護アシスタント導入等

敬称略 五十音順

九州厚生局管内における「移動支援」の取組 のご紹介

- ①デイサービス遊癒（ゆうゆ）（現在の名称：シニアのためのフィットネス遊癒（ゆうゆ））
・・・・・・・・宮崎県都城市

- ②採銅所地域コミュニティ協議会
・・・・・・・・福岡県香春町

① 宮崎県都城市 デイサービス遊癒

イオン内で展開されるデイサービスと買い物支援の効果的な取組について

【令和6年7月現在 都城市】

人 口	162,610人
高 齢 化 率	31.9%
要介護認定率	17.0%

【デイサービス遊癒への視察の経緯・目的】

今回の視察は、都城市にあるイオン都城ショッピングセンター内でデイサービスと介護予防、買い物支援を組み合わせた魅力ある取組を一体的に実施していることから、好事例として市町村等に幅広く周知を行うことにより、地域支援事業等に活用してもらうことを目的としています。

【事業を立ち上げた理由】

私の義理の母と3歳の長男が交通事故に遭い、母が重度の介護状態になってしまった出来事を契機に、突然、介護と子育てという状況に直面しました。介護状態の母を抱えながらどうやって子育てをしていこうかと悩んでいた時に、自身が保健師と看護師の資格を持っていたこともあり、自分で事業を立ち上げるしかないと思ったことがきっかけです。

当時は介護保険をうまく使うことがまだ知られてない時代でした。そんな中、母を介護施設に預かってもらおうとお願いした時にその地域には重度の方を預かってくれる施設がなく、私と同じような境遇にいる方に自分が何か出来ることはないかという想いと母を自分の施設で預かりながら自分の仕事が出来たらという考えを基に(株)ソートフルを立ち上げました。

【買い物支援を始めた経緯】

私の母や叔母と話した時に買い物に行けないということがありました。ご近所付き合ひもありますが、外出が出来る範囲も限られています。また、母の食事を見ているといつも同じものを頼んだり、移動販売でもいつも同じものを買っていて、限られた品物ばかりなので、これは身体には良くないという状況がありました。他県でデイサービスと買い物支援を実施していると情報があり、参考にするべく当時の宮崎県の担当者に調べてもらったら、「**そうかできるんだ**」ということが分かり、今に至っております。お蔭様で利用者の皆様に喜んでいただいています。なお、イオンでは、食品だけではなく、日用品や洋服、お中元などの様々な商品を買えるというメリットもあります。

デイサービス遊癒

【デイサービスと買い物支援を組み合わせた効果】

デイサービスで楽しみながら運動することに加えて在宅生活を送る上で欠かせないお買い物を組み合わせることで、利用者の方の運動機能と認知機能の向上に相乗効果をもたらすことが期待されます。また、ショッピングセンター内でのお買い物は計画的に実施しており、実際に自分の手で商品を取って選ぶ喜びや重たいものは同行スタッフの方がサポートしてくれるので、一緒に寄り添って安全に配慮し、相談をしながらお買い物ができるので、ご本人やご家族も安心して利用できる環境を提供できることが強みです。



(出典) 九州厚生局HP「九州・沖縄 地域包括ケア及び地域共生社会取組事例サイト」

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/caresystem/caresystem_kyosei_torikumi.html

デイサービス遊癒の取組について（視察）

①健康チェックの様子

利用者の方がデイサービス遊癒に来られたら、まずは健康チェックを実施します。健康チェックは、今日の調子やマシン運動をどのレベルで何分使用したかなど以前から経過がすべて記載されています。また、お買い物をする方は、レシートを貼って、毎回同じものを買ってないか、買い過ぎてないかチェックしています。



④メドマー(リラクゼーション)の様子

メドマーは血行促進疲労回復、筋肉の疲れを軽減させ、筋肉のコリをほぐす効果があります。神経痛、筋肉痛の痛みの緩解にも効果があります。利用者の方は気持ちよくてリラックスできると笑顔でした。



⑦趣味活動の様子

趣味活動は、利用者の方々に楽しいひとときを提供できるように将棋や健康マージャン、読書、認知症予防などの様々な取組をしており、利用者の皆様は楽しそうに積極的に活動されています。



②バイク(有酸素運動)の様子

筋力低下は介護への入口となるため積極的な運動が大事です。日常動作ウォーキングだけでは鍛えられない筋肉を利用者のペースや負荷で鍛えられるように、損傷リスクが低い電動アシストを導入しています。



⑤個別機能訓練の様子

年齢とともに様々な病気や長年働いていた身体には変形を伴って痛みが生じたりしています。セラピストによる施術を受け調整をしていくことで無理なく運動や日常生活を続けていくことができます。



シニアのためのフィットネスの様子

事業対象者、要支援を対象にできるだけ健康で長生きを目標に「シニアのためのフィットネス」を実施しています。日常生活では使わない筋肉を関節に優しいタートルジム運動や体操・ストレッチ、コミュニケーションの場としてサービスを提供しています。



③マシン運動の様子

心肺機能の維持・強化・脂肪燃焼の効果を考えて、マシン運動を導入しています。食事の変化・運動量の減少等が相まって太ってしまう弊害リスクを減少してくれます。



⑥買い物支援の様子

買い物は重課題に取り組んでいることとなります。考えながら品を選び、かごに入れる。認知症予防と身体を目的に向かって動かします。また多くの品物は視覚的な刺激があり、自分で選ぶ楽しみと満足度につながっています。



体組成測定器で身体の状態を測定している様子

デイサービス遊癒では、見える化を実施しています。ACCNIQ(体組成測定器)を使用しており、体成分分析や栄養状態や代謝量、内臓脂肪などの健康維持に役立つ様々な情報を利用者様に提供しており、状態管理に活用しています。



取材及び買い物支援の様子

○取材の様子



(株)ソートフル廣瀬代表、宮崎県長寿介護課、九州厚生局地域包括ケア推進課

【取材内容】

Q1. 利用者の方がデイサービス遊癒に通うようになってから身体的・精神的にどのような変化が見られたか教えてください。

A1. 月日が経つにつれて、利用者様に体力がついてきていることを実感します。利用者様が健康チェックの時にお話をいただいたエピソードですが、この前まで霧島神宮に行ったときに「孫に手を引かれて登っていたのがもう孫に手を引かれずに一人で行けるんだよ。」ということがありました。やはり運動していることで体力に違いが出てきたということですね。それから定期的に通える新しいコミュニティーができたことで来ることが楽しくなってきたという声もいただいております。

Q2. 体組成測定器の測定はどれくらいに1回実施していますか。

A2. 最初は3か月にしていましたが、どう見てもやはり身体的な数値の差が出てくるのが6か月なので、現在は6か月にしています。

Q3. (株)ソートフルもしくはデイサービス遊癒の強みを教えてくださいませんか。

A3. 看護師が充実しており、医療レベルが高いことです。ご家族との関係性もいろいろなことを検討しながらやれるチームというところが強みです。デイサービス遊癒は、お買い物ができるという県内で初めての事業がこの良さだと思います。また、健康相談の専門家がいますし、身体のことであれば理学療法士や柔道整復師がいて相談を受ける体制があります。

Q4. デイサービス事業をやっていてどのようなところにやりがいを感じていますか。また、嬉しかったことや大変だったエピソードがあれば教えてください。

A4. やりがいのお客様のありがとうの声と笑顔、そして喜びの声が何よりも私達の支えです。大変だったことは、やっていないことをやるということです。時間とエネルギーは使いましたが、それはやりがいにつながっています。私の中では大事だと思っておりますが、介護事業全般が非常に社会的な評価が低いことがものすごく悲しいです。

○買い物支援利用者からの声

デイサービス遊癒利用者

- ・車で10分程のところに住んでいて、4月から週2回通っています。
- ・食材の購入を家族に頼んだら同じものばかり買ってくるので、自分の好きなものを好きだけ買えることがとても嬉しい。今はここに来ることが楽しいです。
- ・あれが買いたい、これが買いたいとお弁当の名前などもしっかりと記憶されていました。お買い物の時間は20分から30分程度です。
- ・ご本人との対話からとても楽しい気持ち伝わってきました。



○今後の展望・目指す姿とは

本国中が元気になることが私の希望です。その中で小さな小さな一翼でしかないかもしれませんが、この在宅看護や介護の世界で、大きく3つのことを目標に取り組みたいと思っています。

一つは、社員が明るく元気に働く株式会社ソートフルの構築。

二つ目は、おいで事業所を中心に「ここで良かった」とご本人ご家族共に喜んで頂ける愛ある介護・看護サービスの在り方の追求。

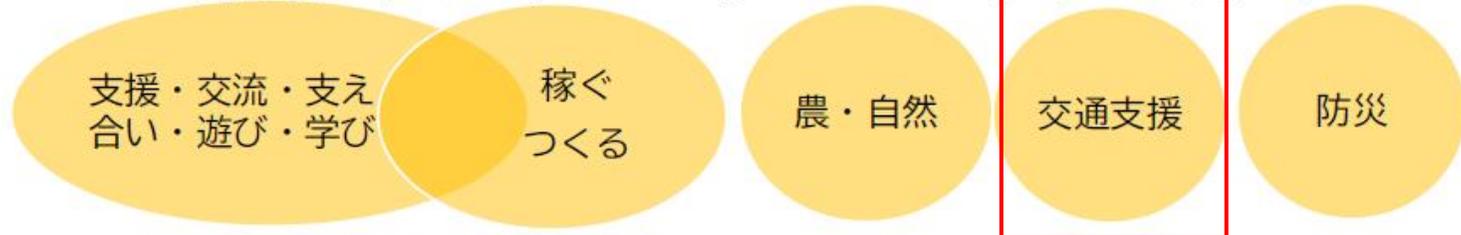
三つめは、日本の若者に介護負担を負わせないための介護予防の在り方の追求です。

これらを形にして皆様にご提供できることが私のミッションであり、真に必要な医療・福祉の提供をしたいと思いついた会社設立の心を全うすることになると考えています。これらの努力が実って、この地域から県内、県外と広がるのであれば、尽くした甲斐があると考えます。

採銅所地域コミュニティ協議会組織図



採銅所地域づくり夢プラン取組み分野



高齢者「移動支援」、どう実現するか？



● 地域の公共交通との共存、棲み分け

行政主導/補助金活用



地域公共交通 コミュニティバス
町内の移動に限定/利用は安価

地域住民主導/住民自主運営



みなクル号
近隣町外への移動制約なし/利用は割高

→ ● 自家用車有償旅客運送（道路運送法：交通空白地に適用）

運輸局への登録が必要、地域公共交通会議での認可などが必要：（ハードルやや高い）

→ ● 利用者同志で車両保有し「カーシェアリング」で利用

道路運送法の認可不要（2024.7月 国交省の関連ガイドラインが緩和されている）
一般社団法人が車両を「みなクル友の会」に貸与、予約管理等の運営事務を代行
移動支援は、地域の知合いボランティア運転者が担当

運用方法は、シンプルで高齢者に安心なシステム

おでかけチケットと移動範囲

「おでかけチケット」は「青」「桃」の2種類、事前購入！
(乗車時には現金の取り扱いしない)



予約システム



予約窓口へ電話で予約
毎月、会員宅を訪問し
チケット販売(安否確認)

会費の運用

※ 年度末に清算、余剰分は会員へ還元

日常運行経費

- ・ 燃料費、・ 消耗部材
- ・ 洗車美観維持経費 etc.

みなクル運営費 (法的経費積立他)

- ・ 自動車税、自賠責保険
- ・ 車検・修理代、・ 任意保険代
- ・ 運営事務費(予約受付/運行計画)
- ・ 地域あんしん巡回経費 etc.



安全運転者講習

地域シェアカー「みなクル号」



みなクル サービス

地域高齢者で「みなクル号」を共有して、みんなが「生活支援」を行います
**みんなが登録制の仲間
 みなクル友の会に
 あなたも参加しませんか！**

利用は **かんたん・安心！**



ご利用のある時は、
 電話にて予約窓口へ連絡ください。
 ご用聞きが効きますので、
 お申し付けください。

月末に担当スタッフが「会費」の集金に伺います。
 会費と引換えて「おでかけチケット」をお渡しします。

みなクル号を会員でカーシェア、町外にも移動支援します

まずは、みなクル友の会へ
 会員登録してください

入会条件

・探銅所在住で、一人で歩ける
 概ね70歳以上の方が対象です

会費の入金

「会費」は、2段階の固定金額です
 ① 2,000 円(青)
 ② 5,000 円(桃)
 いずれも会費一口分の金額です
 (最低一口の納金で、会員登録できます)

会員の皆様からの
 会費が【みなクル号】
 の円滑運行を支えます

「会費」納金で「みなクル号」の
 共同使用者になります

「みなクル号」の利用は
 おでかけチケットで

【会費】の金額(①②)に応じて、
 希望のおでかけチケットが提供されます

みなクル サービス

- ① (青) 15km/1.5 時間以内利用可
 (青)+(青)20km/2.5 時間以内利用可
- ② (桃) 30km/4 時間以内利用可

○一般社団法人さいどうしよ ○

探銅所地域コミュニティ協議会 つなげる部会

マイドー MY do 昼食会

みなクルへの日頃の感謝の気持ちを込めて
 昼食会を行います。
 今回は手巻き寿司の昼食会をご用意しました。
 交流の場に、是非ご参加ください。

令和6年2月4日(日)

11時から

コミュニティセンター探do所

みなクル友の会会員は無料

スタッフ参加は500円



☆事前予約制
 ☆送迎無料

お問い合わせ先
 みなクル友の会 0947-32-2777

【地域の人みんな何かの能力者】



地域のおじさんを紹介するために作ったカード
トレカにしてゲームにしたら
世間を賑わせてしまった



ドメン

サイdo男カード

何度もテレビで放送され、
「X」でも話題になっています



おじさんに憧れて
ボランティアを
始める中学生も出現!

町内外からも購入に訪れ
生産が追いつきません





情報の配信

さいどしょ通信	毎月1日発行
Facebook	随時更新
Instagram	随時更新
ブログ	不定期配信
メルマガ	毎月初旬配信



HP



インスタグラム



Facebook



キッズYouTube部

参考資料



(参考) 取組事例サイトの運営

地域包括ケアシステム及び地域共生社会の構築に寄与する優れた取組を行っている市町村・事業者等の事例について、その取組を広く紹介するため、九州厚生局ホームページに取組事例サイトを運営【取組事例サイト】 (https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/caresystem/caresystem_kyosei_torikumi.html)

1 地域包括ケアシステムに関する取組事例

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- PDF 山口県防府市・・・『移動支援をはじめたら、地域が介護予防に熱心になった話』
- PDF 佐賀県多久市・・・『佐賀県多久市の通いの場は笑顔と笑いがたえず高齢者が元気いっぱい』
- PDF 熊本県高森町・・・『要介護認定率の減少につなげる通いの場等を活性化させる取組』

熊本県高森町 通いの場の取組について

【令和6年5月現在】 要介護認定率の減少につなげる通いの場等を活性化させる取組とは

【概要】
町内の高齢者らが行う地域交流を促進し、歩行介助や生活相談など地域を活性化する取組を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、通いの場を整備する。その後も少子高齢化が進み、高齢者の増加により、介護予防や生活支援の重要性がますます高まっている。また、高齢者の増加により、介護予防や生活支援の重要性がますます高まっている。また、高齢者の増加により、介護予防や生活支援の重要性がますます高まっている。

項目	令和5年度	令和6年度
要介護認定率	20.4%	19.5%
要介護1認定率	1.7%	1.3%
要介護2認定率	1.9%	1.5%
要介護3認定率	1.8%	1.7%
要介護4認定率	1.8%	1.7%
要介護5認定率	1.8%	1.7%

【取組の経緯】
高齢者が通いの場へ参加し、高齢者の増加により、介護予防や生活支援の重要性がますます高まっている。また、高齢者の増加により、介護予防や生活支援の重要性がますます高まっている。また、高齢者の増加により、介護予防や生活支援の重要性がますます高まっている。

福岡県福岡市 福岡市認知症フレンドリーセンター

認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指して

【概要】
認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指して。認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指して。認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指して。

2 地域共生社会に関する取組事例

【福岡県】

- PDF 福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」
- PDF 在宅医療・介護連携促進事業の取り組み（県）
- PDF 生活支援コーディネーターステップアップ研修の取り組み（県）
- PDF 認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指して（福岡市：福岡市認知症フレンドリーセンター）

【宮崎県】

- PDF 地域の居場所作り（県）
- PDF イオン内で展開されるデイサービスと買い物支援の効果的な取組について（都城市：デイサービス遊戯）

通いの場の取組について（視察）

ポチャの様子
UDes-スポーツの様子

【概要】
通いの場を活性化するための具体的な取組のご紹介。通いの場を活性化するための具体的な取組のご紹介。通いの場を活性化するための具体的な取組のご紹介。

福岡市認知症フレンドリーセンターの取組について（視察）

福岡市認知症フレンドリーセンターの取組のご紹介

【概要】
福岡市認知症フレンドリーセンターの取組のご紹介。福岡市認知症フレンドリーセンターの取組のご紹介。福岡市認知症フレンドリーセンターの取組のご紹介。

取材及び買い物支援の様子

取材の様子
買い物支援の様子

【概要】
取材の様子と買い物支援の様子。取材の様子と買い物支援の様子。取材の様子と買い物支援の様子。

施設内視察及びAR体験について（視察）

施設内視察の様子
AR体験の様子

【概要】
施設内視察の様子とAR体験の様子。施設内視察の様子とAR体験の様子。施設内視察の様子とAR体験の様子。

宮崎県都城市 デイサービス遊戯

イオン内で展開されるデイサービスと買い物支援の効果的な取組について

【概要】
イオン内で展開されるデイサービスと買い物支援の効果的な取組について。イオン内で展開されるデイサービスと買い物支援の効果的な取組について。イオン内で展開されるデイサービスと買い物支援の効果的な取組について。

デイサービス遊戯の取組について（視察）

【概要】
デイサービス遊戯の取組について。デイサービス遊戯の取組について。デイサービス遊戯の取組について。

(参考) 地域共生社会推進賞

地域共生社会の実現に向けた取組（地域包括ケアシステムの取組を含みます。）が先駆的又は他の模範となるものであり、今後も継続して努力していくものと認められる管内の市町村や団体について、その取組を広く紹介し、その横展開を推進するため、2年に1度、「地域共生社会推進賞」として九州厚生局長表彰を実施しております。

令和7年度は九州厚生局長表彰の実施年度です。ぜひ応募してみませんか。

※九州厚生局のホームページ及び九州各県において募集案内を行う予定です。

〇〇の取組みは大変すばらしいのでもっと他の地域にも知ってほしい！などありましたら、ぜひ応募の後押しをお願いします！



(参考) <令和5年度九州厚生局長表彰選考結果> (応募数：市町村部門4 団体部門7)

【市町村部門】 (表彰数：3)

大賞・・・熊本県御船町 (地域づくり型の介護予防活動と健康格差対策の推進)

優秀賞・・・福岡県中間市 (認知症 なかまで備え 支え合うプロジェクト)

部門賞・・・佐賀県武雄市地域包括支援センター (地域包括ケアシステム拠点整備事業及び地域包括ケアシステム拠点運営継続支援事業)

【団体部門】 (表彰数：3)

大賞・・・小国町社会福祉協議会 (誰もが暮らしやすい街をつくりたい～サポートセンター悠愛の地域課題への取組～)

優秀賞・・・西原町社会福祉協議会 (コミュニティソーシャルワーク事業)

部門賞・・・出水市大川内地区コミュニティ協議会 (あの手この手で住み続ける地域住民を応援する取組)

各受賞者の発表資料はこちら ▷【九州厚生局HP】 URL:https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/newpage_00259.html



受賞者等による集合写真

【QRコード】



参 考

このほか、九州厚生局では、「九州・沖縄 地域包括ケア及び地域共生社会取組事例サイト」をHP上に開設し、地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現に寄与する取組をご紹介し、その横展開を図っています (随時更新)。これならできるかもが見つかるかも！

【九州厚生局HP】

URL:https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/caresystem/caresystem_kyosei_torikumi.html

【QRコード】



【問い合わせ先】

九州厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課

電話：092-432-6784

Mail：kskousei169@mhlw.go.jp

ご清聴ありがとうございました

